

2017年 5月 23日

No. 446



山田 良平



3分間

税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



## 固定資産税半額特例の追加設備適用で業種を告示

固定資産税半額特例の追加設備の適用が限定される地域での、指定業種が告示されています。

平成29年度税制改正では、一定要件を満たす新品の機械・装置を購入したときにその固定資産税の課税標準を3年間2分の1の額にする特例の対象に、一定の工具、器具・備品、建物付属設備を追加しました。ただし、この追加設備については、最低賃金が全国平均以上である地域の場合には、特例の対象を「労働生産性が全国平均未満の業種」に限定するとしていました。

改正省令では、特例の要件として、「総務大臣が指定する業種のみ」に属する事業の用に供する工具、器具・備品、建物付属設備でないこと」と規定しています。これを受け、総務大臣が指定する地域ごとの業種が告示（3月31日付総務省告示132号）されました。告示は、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪の7都府県の区分に応じ、日本標準産業分類の中分類の業種を定めました。平成30年度分の固定資産税から適用され、平成31年3月末までの措置です。

「例えば、「68-不動産取引業」は7都府県全てで指定されていますが、「73-広告業」は千葉、神奈川、京都では指定されておらず、「80-娯楽業」は千葉、神奈川以外は指定されていません。なお、告示により指定された業種が特例の適用対象となるのではなく、指定以外の業種が適用対象となります。また、認定後に適用外の地域に移転した場合は適用外、反対に特例地域に移転した場合は対象となります。